

京都市告示第396号

無鄰菴の母屋及び茶室の緊急修繕を行うため、無鄰菴条例第2条の規定に基づき、次のとおり無鄰菴を休園します。

平成22年1月8日

京都市長 門川 大作

休園する日

平成22年1月12日、1月13日、3月16日及び3月17日

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)